

# 外来水生植物防除事業について

千葉県農林水産部耕地課

## 1. 国庫補助事業：水利施設管理強化事業（特別型）

【事業主体】

県または市町村

【対象】

土地改良区または市町村が管理する、**国営・水資源機構による事業、関連する県営事業で造成された施設と同一水系の農業水利施設**

【用途】

①基礎的取り組み

会議費、研修費、資料作成費

体制整備、啓発費

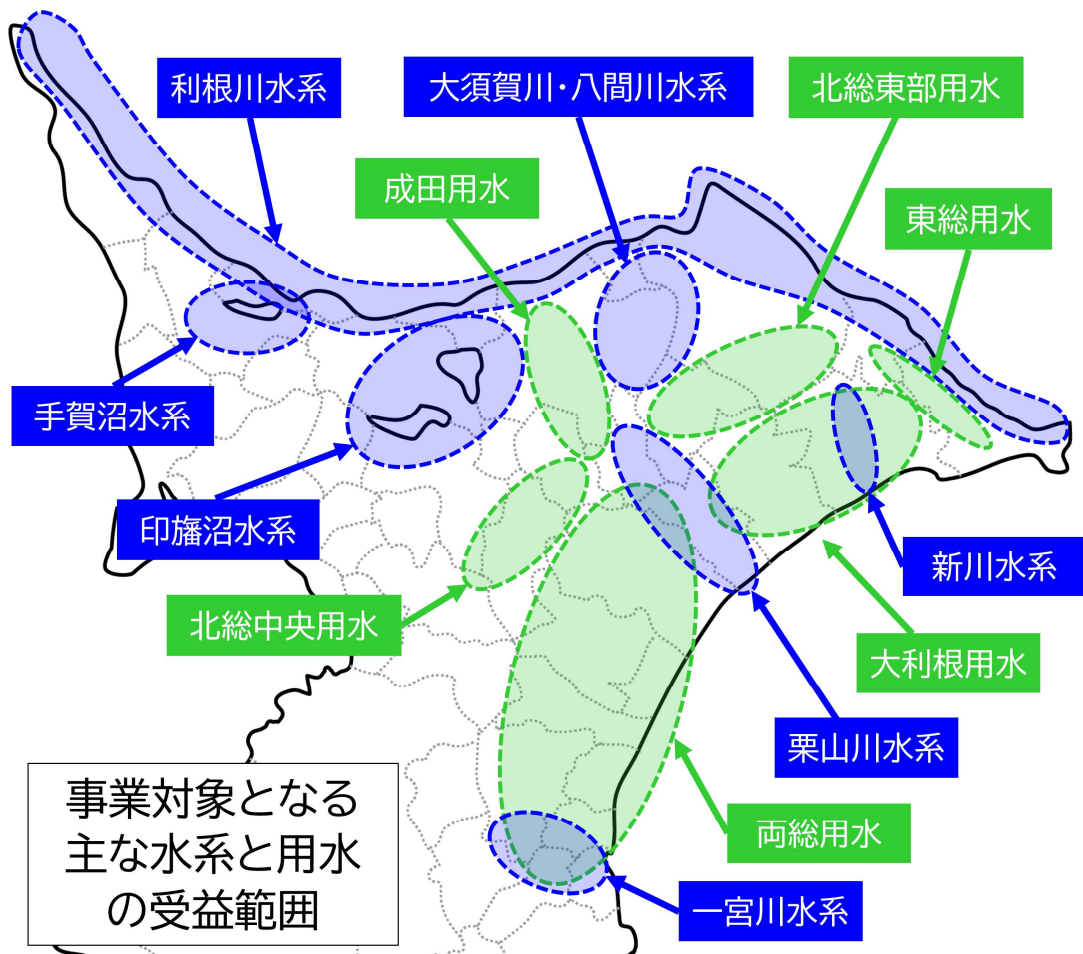
②追加的取り組み

・資機材の調達・設置・運転経費

・駆除や運搬の経費

**※処分費は補助の対象外です**

国庫補助事業	水利施設管理強化事業
実施主体	県または市町村
補助率	75%(国50、県25)
流出・流入防止対策	○
業者への駆除委託	○
駆除した外来水生植物の運搬・処分	運搬のみ可・処分不可
除草剤購入費	○
参加者への日当	×



対象：用水機場、排水機場、水門(制水門)、用排水路、ファームポンドなど  
**※対象となる場所や施設については問い合わせ先にご御相談ください**

## 2. 県単独事業：千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業

### 【事業主体】

市町村または土地改良区

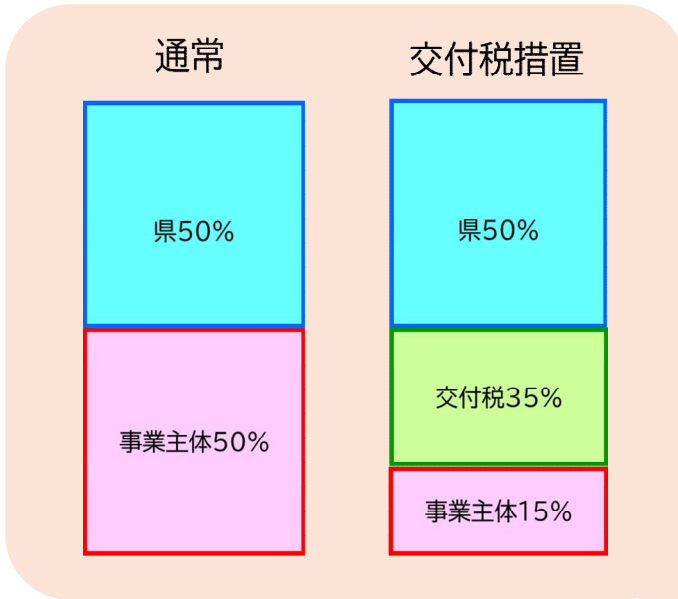
### 【対象】

土地改良区等が管理する農業用の排水施設

### 【用途】

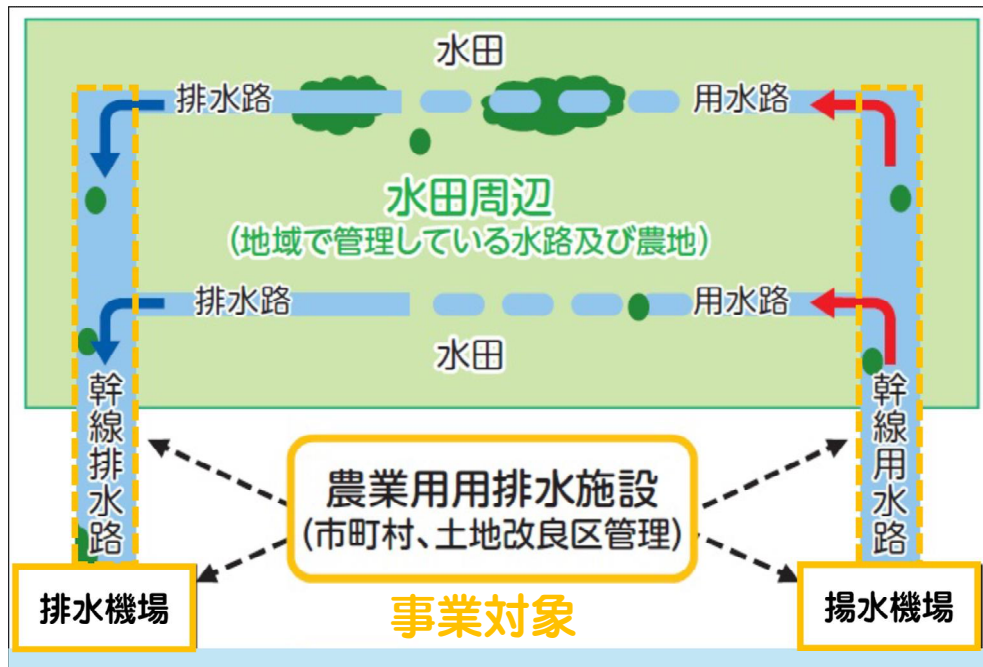
駆除費（**処分費も補助対象**）、測量設計費、船舶機械器具費、駆除や拡散防止に必要な器具のリースや購入など

県単独事業	農業用排水施設
実施主体	市町村、土地改良区等
補助率	50%(県50)
流出・流入防止対策	○
業者への駆除委託	○
駆除した外来水生植物の運搬・処分	○
除草剤購入費	×
参加者への日当	×



水路の閉塞による浸水被害防止等のため  
地方公共団体が実施主体となる場合は  
補助残(負担)部分について、総務省の  
緊急浚渫推進事業が活用可能です。

→補助残(負担)部分の70%まで  
地方交付税措置(R11年度まで)



対象：用水機場、排水機場、水門(制水門)、幹線用水路、幹線排水路など  
※対象となる場所や施設については問い合わせ先にご御相談ください

事業に関するお問い合わせは下記までお願いします。

○お近くの各農業事務所指導管理課 ○千葉県農林水産部耕地課事業計画室(営農)